

南海トラフ地震警戒強化勧告

姫路港、八木港、相生港、赤穂港

区分：「南海トラフ地震警戒強化勧告」

「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時発出

①在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに出港できるよう準備すること

- ・避難に必要な支援体制の確保に係る確認
- ・岸壁管理者の対応の確認
- ・荷主企業等の対応の確認
- ・各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認
- ・南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること

②自主的な避難行動をとること

- ・避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は、自主的に安全な海域に避難すること

注1：気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報に応じて、南海トラフ地震警戒強化勧告の解除等を実施する。

注2：上記以外の気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報があった場合は、姫路海上保安部から本情報に関する注意喚起の発表があるので留意すること。

区分：「南海トラフ地震警戒強化勧告」解除

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から約一週間経過